湘南史学第十号　抜刷

「天保期の幕府鉄砲改めについて」

―小田原藩領を事例として―

馬場弘臣

天保期の幕府鉄砲改めについて
――小田原藩領を事例として――

馬場弘臣

一

近世における在村鉄砲が、武器としてではなく、野獣対策用の農具＝生産用具として、広く流布していたことを明らかにされたのは、塚本学氏であった。[1] とはいえ、本質的に武器である鉄砲が在村に流布する以上、この統制が重要な課題であることに変りはない。塚本氏の研究は、これが幕政上の諸画期と密接不可分であることを明らかにされた点が重要であろう。もちろんそれは「御鷹」支配等との関係を含め、ひとと自然との関係の変化から、権力と人民との関係の変化を、ひいては社会の質的変化を総体として明らかにしようとする試みの一端ではあるが、これを簡単にまとめれば次のようになろう。すなわち、まず寛文・延宝期の鉄砲改めが、幕藩制の確立に応じてとくに幕府の膝下である関東の鎮静化をはかって、これを直接幕府の管理下に置こうとしたのに対し、貞享・元禄期の綱吉政権は、生類憐みの令を挺子としながら、これら在村の鉄砲を全国規模で調査することによって、個別領主権の徳川政権への臣従化を徹底させた。さらに享保期の吉宗政権は、諸国大名の領分統治権を尊重しつつこれに依拠することによって、関東中心の政権としての性格を濃厚にし、それに応じて綱吉政権の諸国鉄砲改めの趣旨を関八州に限定した、ということである。

天保期の関八州鉄砲改めはこれに続く大規模な在村鉄砲統制策であるが、本稿の課題は、小田原藩領の内、とくに城付本領（足柄上・下郡）の事例を通して、この天保期の幕府鉄砲改めについて具体的に検討することにある。天保期の鉄砲改めは、関東取締出役―取締組合体制を基本としていたが、周知のごとく小田原藩領は、独自の組合村を編成していたこともあって、水戸藩領や川越藩領等と共に取締組合には編入されず、「改革御手限」[2]とされ、関東取締出役の直接的介入を避けてきた。それだけにこうした小田原

藩領をとりあげることは、別の角度からこの鉄砲改めの意図を照射するものと考える。

さて、小田原藩領における鉄砲改めについては平野裕久氏の研究がある。[3] 平野氏の研究は、小田原藩領のうち、当時御厨領とよばれた御殿場地方の事例をもとに、個別藩における鉄砲改めの意図について考察されたものであるが、その一環として天保期の鉄砲改めについても言及されている。その際相州領では実際に関東取締出役の廻村を受け、幕府の統制強化に従ったこと、また関八州外の御厨領でもこれを契機に鉄砲改めを行ない、同藩固有の村筒(村足軽)制度[4]の再編強化をはかったことを明らかにされている。

また、この時期の関東取締出役の活動については、大口勇次郎氏の研究が注目される。[5] 大口氏は、天保七年暮から九年にかけて関東取締出役の活動が強化された結果、たんなる警察機能のみならず、組合村の組織と共に「旧弊改革」と称する農政改革の担い手として位置付けられたことを明らかにされている。天保期の鉄砲改めについても、この関東取締出役による「旧弊改革」の一環として位置付けられているのである。

本稿では、こうした関東取締出役の組織や活動についても考察を加えることにより、この天保期の鉄砲改めの意義について検討することにしたい。

二

まず最初に、長文ではあるが、天保九年の鉄砲改め令とこれに関する関東取締出役の廻状を掲げる。なお、ここでは最も系統的な史料として、小田原藩津久井領のうち鳥屋村の御用留から抜粋した。[6]

〔1〕

大目付 江

関東山中筋、此以前より鉄炮御免之処たりといへとも、猟師之外銃炮所持すへからす、勿論其外之在々所々令停止之間、其所之地頭・代官より相改之、鉄炮所持致におゐてハ可取上之、猟師無紛銃炮打来輩二者、地頭・代官ゟ札に郷村并鉄炮主之名を書付相渡之、余人ニかす儀無用たるへく之由、堅ク可申付之、若違背いたし、鉄炮令所持、昼夜ニよらす山野に住するものあら者可申出之、縦雖同類たりと其料をゆるし、御褒美可被之(下脱)、自然隠置、他所よりあらわるゝにおゐては、御せんさくの上、其所之名主・五人組迄可被行罪科旨、急度可被申付もの也

九月

右之通寛文二年相触候之処、近来猥ニ相成、隠銃砲所持之ものヲ営み候もの可有之、其余山間住居之もの猪鹿威

之ため令所持輩といふ共、改方等閑ニおゐてハ、其村之役人者可為越度条、鉄砲所持之者共ハ、当戌五月より八九月迄之間、関(東)関取締より相立置組合村々惣代之者方へ可持参、其砌取締出役之もの廻村可為致間、木札へ郷村・鉄炮主名前ヲ書付、差出改を請、右之段支配御代官・領主・地頭江申立、鉄炮改之大目付へ定法之通証文差出、尤余人江貸渡儀弥可為無用之旨堅可申付之、且右組合ニ相洩候村々ハ、其段領主・地頭ニ而右期月之内、同様之振合取斗可申付もの也

四月

右之趣御料・私領・寺社領共不洩様可被相触候

右之趣従　公儀被　仰出候間、其旨可相心得、尤寺社江茂可申通候、以上

戌閏四月九日　　地方御役所

津久井県

右村々名主

追本文之通厳重ニ相成候上者、猶取調等之儀被仰出候事ニ付、其旨可相心得候、且村下致印形、早々順達、留村より返却可致候、以上(而脱)

〔2〕

関東筋鉄炮之儀ニ付、寛文年中御触後、近来猥ニ相成、今般御改正御触出之、自分共江被　仰渡、当五月ゟ九月迄之内組合惣代共方江銘々持参、其砌廻村改候筈、是迄猪鹿為威支配領主・地頭ゟ貸渡筒を始、猟師筒、且貸渡筒之内ふけ痛難用立、右代として自己求メ置候分、又者先規持来り筒并質物ニ取置流持候類、道具屋、古鉄買等、其余売買渡世之為所持、或者筒、或者台斗ニ而も都而所持之者共者不隠置、先ツ組合限り惣代共ゟ日限申達次第持参、別紙案文之通大小惣代并寄場役人・重立村々役人共立合、精々心得違無之様申諭、入念下タ調いたし可被差出候、右者自分共廻村直改受候而ハ種々混雑日数も相掛り、難儀之筋ニ付、御用弁宜様ニ勘弁相達候儀ニ而、一躰隠鉄炮所持之者共厳重可被仰付処、今般格別之御仁恵を以、是迄隠持候者共不隠差出改を受るニおゐてハ、御咎之御沙汰ニ不被及、其上御免筒ニも可被仰付間、たとへ鉄炮似寄之品迄も持参可致、若此上心得違隠置候歟、他国江遣ス義後日顕ニおゐてハ、持主ハ勿論、所役人迄厳科ニ可被処条、兼而其旨相心得正路ニ改可受段、右村役人共ゟ不洩様能々可被申諭事

一村々之内領主・地頭ゟ用心鉄炮抔唱預り、又者謂有之所持之ものハ其子細を書取り、尤玉目・筒長等別紙案ニ准シ別冊ニ取調、前条一同可被差越事

右之通相達し候間得其意、組合限り惣代并寄場役人共ゟ

此廻状披見次第組合村々役人共江相達、一同立会、不洩様入念下タ調いたし、来ル七月晦日迄ニ日限無相違東海道小田宿(原脱)江向鉄炮書上与上書いたし、刻付を以可被差越候、此廻状村下江令請印、昼夜刻付留ち宿継を以可被相返候、以上

戌六月　　関東御取締出役　湯原秀介

〔1〕では、まず、「関東山中筋」において猟師以外の鉄砲所持を禁じた寛文二年九月令をあげ、近年の隠鉄砲の全面調査を指示している。小田原藩では、これを地方役所を通じて申渡しているが、駿河国駿東郡の御厨領茱萸沢村においても同文のものを確認することができ、[7] 小田原藩ではこの触令を、こうした関東近辺の藩領全域に出したことがわかる。また〔2〕は関東取締出役による改めに際しての下調べを命じたものである。これと同文のものは城付本領においても確認される。[8] この二点の史料から、ここではとりあえず、次の三点を指摘しておこう。

第一点は、この時の鉄砲改めが取締組合を単位とし、関東取締出役によって直接に行なわれることを基本としているという点に関してである。これ以前の鉄砲改め（統制）においては、その調査や隠鉄砲等の摘発は、基本的には各々の領主に委ねられていた。[9] これに対し天保期の鉄砲改めでは、何よりも幕府による直接的把握の意図を強く打出していることが特徴としてあげられるのである。しかも小田原藩領のごとく取締組合に編入されていない村々に対しても、領主による内部調査を命じ、関東取締出役の廻村による鉄砲改めのあることを示唆している。これらはすなわち、天保期の鉄砲改めが、文化二年の関東取締出役の設置、文政一〇年の取締組合の編成から、後の天保改革に至る一連の政策における関八州支配体制の強化の一環として、理解されるべきであることを示すものといえよう。

第二点は隠鉄砲の処置についてである。隠鉄砲所持者・使用者の処罰規定については、江戸周辺の地域的特質を論じる立場から、根崎光男氏によって指摘がなされているが、[10] 天保期の鉄砲改めでは、隠鉄砲であっても正直に差出せば「御免筒」にもなるからと、旧来の処罰規定に関わらず、一定の譲歩をみせている。これが常套手段であるとはいえ、この時の鉄砲改めが、隠鉄砲を摘発して処罰すること、それ自体が目的ではなく、ともかくも鉄砲の所在を確認し、これを直接幕府の管理下におくことが第一であったという点を指摘しておきたい。

第三点目は〔2〕の廻状の発給者である湯原秀介に関し

てである。この廻状は、文面からもわかる通り、基本的には取締組合を対象にしたものである。事実湯原は、五月二九日付で相模国中の取締組合に対して、同様の廻状を廻しているのである。[11] また、湯原は天保七年四月八日には、大住郡伊勢原村の廻村先において隠鉄砲の禁止に関する触を出しているが、この時勘定奉行の命を受けて隠鉄砲の内密調査を行なったとしている。[12] これが天保九年以降に本格化する鉄砲改めの直接の前提になったと考えられるが、湯原は一貫してこの鉄砲改めに関与しており、とくに天保九年段階では、相模国の鉄砲改めの責任者的位置にあったと考えられるのである。さらにこの時の下調べの案文（雛形）によれば—相模国の取締組合と小田原藩領の双方において同文のものが確認される—[13]、その提出先として湯原の他、原戸一郎・松村小八郎・永井勝助の名をみることができる。この時の鉄砲改め、とりわけ相模国においてはこの四名が担当者であったことが確認されるのである（後述）。

ところで、この天保期の鉄砲改めが関八州においてどのように行なわれたかについては、その詳細を知り得ないのであるが、内閣文庫蔵の「鉄炮取扱帳」[14]によれば、この時の鉄砲改めが概ね天保九・一〇・一一年の三カ年にわたって行なわれたことがわかる。この史料は、鉄砲に関する大名・旗本・幕府代官からの問合せ等に対し、鉄砲掛りの大目付、および御鳥見組頭・御鷹匠頭が回答したもので、とくに天保一五年の「鉄炮取扱帳」には、改めの際取上げとなった鉄砲を改めて二季打・四季打鉄砲として貸し渡すことや、新規猟師鉄砲とすることに対する問合せが多い。これは鉄砲の管理が最終的には各々の領主に任されているためであるが、これによる限り、改めの地域的な施行状況について一定の方向性はみられないようである。[15] 天保九年四月令では五月から九月にかけて一斉に行なう方針であったと思われるが、実際はこのように三カ年にわたって、しかも地域的にも一定した方向性をもつものではなく、その時々の状況に応じて行なわれたようである。実際に関東取締出役が廻村して改めを行なうのであるから、その手間や入用の問題、或いは取締組合の内部事情や個別領主に対する調整の問題等があったものと思われるが、同時にこの時期は関東取締出役の組織自体が大きく変化した時期でもあった。関東取締出役による「旧弊改革」[16]の消長との関連からも、次にこの点について整理し、あわせてこの時期の関東取締出役の具体的な活動についても概観しておくことにしたい。

三

文化二年六月、関東の四手代官である早川八郎左衛門・

榊原小兵衛・山口鉄五郎・吉川栄左衛門の四名が関東取締掛りの代官に任命され、その支配下の手附・手代の中から二名宛計八名を出し、これを二名一組として四手に分けて、御料・私領・寺社領の区別なく関八州一円を廻村させて犯人逮捕にあたらせることとなった。当初は二年間のみの臨時的措置であったが、これが関東取締出役として恒常的な制度となったのである。その後関東取締出役の人員は、文化一三年三月に一時一二名に増員されたものの、文政一〇年の取締改革の頃には定数一〇名（取締掛りの代官は山田茂左衛門・山本大善・柑本兵五郎の三名）となっていたようである。

天保の鉄砲改め期には、山本大善・川崎平右衛門・羽倉外記の三名が取締掛りの代官となっていたが、この時期の特徴として注目すべきは「近来出役之者国分ケ廻村申渡置候」というように、取締出役の支配管轄を「国」単位に組織して廻村させていたことである。ところが天保一〇年四月二三日には、「国分ケ廻村」にかかわらず「場所不定廻村いた」すべしとして、河野啓介以下八名が「当分増人」となった。また同年一一月には取締掛りの代官に「関東筋向後取締之儀」についての趣意書を提出させるが、その回答の中に「右出役国分ケ廻村之儀者流弊無之共難申候間、相止候方可然」とあり、関東取締出役の「国分ケ廻村」が突然中止されることになった。さらに翌一一年三月になると取締掛りの代官が縮小されて、羽倉外記と関保右衛門の二名となり、合せて「今般出役共一同入替り」になったのである。ただこうした措置に対応するためか、この時は定人数二名の増員が認められている。

このように天保一〇年前後には、「国分ケ廻村」の実施からこれに関わらない関東取締出役の臨時増員、「国分ケ廻村」の廃止、さらには取締掛りの代官の縮小と関東取締出役の総入替え、定人数の増員と、関東取締出役の活動・組織が大きく変容しているのである。こうした関東取締出役の動揺・改編は、「合戦場一件」と呼ばれる関東取締出役の買収工作事件と深く関わっていた。この「合戦場一件」については、地芝居の取締りと関東取締出役の動向とを論じる立場から、多仁照廣氏によって検討が加えられているので、[17] ここではこの時期の相模国の取締組合、および小田原藩領における関東取締出役の具体的な組織と活動についてみておくことにしたい。

原戸一郎・松村小八郎・湯原秀介・永井勝助の四名が、相模国の鉄砲改めを担当したことは前述した通りであるが、この四名が連名した史料としては、管見の限り天保七年八月一八日の酒造制限に関する廻状を初見とする。[18] しかもこの廻状も、相模国中の取締組合を対象としているのである。

この前後の活動を検討しても、[19] これ以降にこの四名を発給者および宛先とした廻状や書上等が集中しており、湯原単独の分を含めて、これらの廻状は基本的に相模国中の取締組合を対象としていると思われる（表Ⅰ参照）。またその活動内容についてみれば、とくにこの四名に関するものとしては、鉄砲改めや酒造制限の他、救米金貸付の調査、諸風俗や古着・古鉄等諸商売の取締り、農間渡世調査等がみられる。[20]

表Ⅰ　天保期小田原藩領における関東取締出役の活動

年月日	種類	差出	差出	宛先
天保 9・4/9	触令	鉄砲改め申渡し	（幕府）地方役所	
＊　6/3	教諭	酒造制限・鉄砲改め	（湯原秀介）	
（＊）　6	廻状	鉄砲改め方に付	湯原秀介	（A宛のものあり）
＊　6	雛形	鉄砲改め下調べ雛形		原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助
＊　6	報告	鉄砲書上	矢倉沢村名主五郎左衛門 （苅野岩組合）	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助
9/28	廻状	酒造制限に付請書差出しの件	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助	津久井県村々取締名主 村々村役人
10/晦	廻状	酒造制限に付小田原廻村先へ仕訳書差出しの件	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助	
＊　10/	報告	酒造取調書上	苅野岩組合 苅野一色村名主重三郎	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助
11/4	廻状	①酒造制限に付②鍛冶職へ鉄砲改めに付新規張立・相対修復禁止③村役人へ②の件	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助	津久井県右村々役人中
＊　11	報告	酒造書上	弥勒寺村酒造人今右衛門 他四名	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助
12/3	廻状	①休泊に付賄の件②小もの・道案内賄の件③酒造井鉄砲改に付人用の件	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助	A＋三浦郡三戸・林・芦名 ＋小田原領津久井県 寄場役人・大小惣代 取締名主・村役人
＊	報告	奇特人書上	東山家・西山家組合	原戸一郎、松村小八郎 湯原秀介、永井勝助
10・3/7	廻状	鉄砲鑑札下付に付	湯原秀介	A（厚木脱カ） ＋小田原領津久井県 寄場役人・惣代
＊　11・3	報告	鉄砲改め	塚原・松田惣領寄場組合	田辺栄作・太田源助

註）・津久井領鳥屋村の御用留（明治大学刑事博物館蔵天野家文書）を基礎に、中筋関係のもの
（＊印部分…安藤邦治・稲子正治・実方正作・武井重雄家文書、『足柄の文化』17）を加えて構成した。
・A＝戸塚、鎌倉（大竹）、藤沢、一之宮、平塚、大磯、曽屋、伊勢原、深谷、厚木、磯部
津久井県中野村・日連村（両組）

一方小田原藩領では、表Ⅰにみられるように、天保九年の鉄砲改め令以降天保一〇年初頭にかけて、湯原や湯原ら四名が関係した廻状や書上等が集中してみられる。そのほとんどは酒造制限と鉄砲改めに関するものである。ことにそれは鳥屋村の御用留において明らかなのであるが、この御用留を通してみてもこの時期以外にはこうした形での関東取締出役の活動はみられないことから、やはりこの時期特有の活動であるといえよう。

以上をまとめると、湯原ら四名は天保七年八月頃より相模国の取締組合を担当地域とした一つのグループを形成しており、その職務も鉄砲改めと酒造制限を中心として、この他に農間渡世の調査や古着・古鉄渡世等の諸商売統制・奇特人の調査等を行なっていたことが確認されるのである。

大口氏は「旧弊改革」における関東取締出役の具体的活動として、銭相場と物価引下げ、囲米、酒造制限、幕府河川普請の監察、鉄砲改め等を上げられている。[21] 以上のことからすれば、湯原秀介らは四名は、全面的にではないにしろ、[22] ある一定の分野において相模国の「旧弊改革」を担っていたといえよう。言換えれば、これが前述した「国分ケ廻村」

と呼ばれる活動の具体的内容を示すものと考えられるのである。ただ関東取締出役の定数は一〇名であるので、これでは関八州を「国分ケ」できないことから、支配管轄の重複や職務分担・責任分担の有無等なお検討する課題は多いが、少なくともこの時期の相模国では、以上のような形で関東取締出役の活動と組織が看取されるのである。そしてこの湯原ら四名のグループは、天保九年六月頃から「改革御手限」の小田原藩領に対しても、鉄砲改めおよび酒造制限を挺子として積極的に介入してくるのである。ただこの後「合戦場一件」に関連して関東取締出役が総入替えになるのであるが、小田原藩領では天保一〇年三月七日の廻状を最後に彼らの名をみることはできない。

それでは、小田原藩領―とくに城付本領（足柄上下郡）を中心として―における天保期の鉄砲改めについて、具体的に検討することにしよう。

四

天保九年六月の湯原秀介からの廻状が、城付本領にも出されたことは先に述べた通りであるが、湯原はこれに前後して、実際に小田原藩領内まで出張して来ている。

乍恐以書付奉申上候御事

一此度関東御取締出役湯原秀助様江昨四日私共被　召出被　仰渡候趣、乍恐左ニ奉申上候、其方共組合村々之儀者酒造人無之趣書差出、委細承知ニ候、乍去酒造斗ニ不拘元来違作打続難渋之年柄故、酒造茂減方被　仰出候、然ル処村々之内違［　　］米穀買入れ利欲ニ募り、追々［　　］成哉与時節ヲ見合貯置候者茂有之候而者不相済儀ニ付、役人共ゟ精々心を付、窮民之難渋ニ不相成様厚取斗可申旨被　仰渡候、次ニ鉄炮調之儀者此節御用多ニ候得者追々相調可申、右ニ付而者村々役人共方ニ而是迄下タ調致置候得共、中ニ者不心得之者茂有之、所持之鉄炮有躰儘差出候者自然御咎之筋ニ茂可相成抔与押隠し候族も可有之、此度之御趣意者格別之御仁恵を以御調被　仰出候御儀ニ候得者、是迄隠鉄炮所持之者たり共決而其御沙汰者有之間敷、隠シ置万一盗難等ニ出合持主相顕レ候儀等有之候節者何様之御咎筋ニ可相成哉難斗候間、縦令下タ調相済候以後たり共所持之者共□□差出候様呉々役人共申諭、委細取［　　］候様心配可致旨被　仰渡候、右被　仰渡相済候上ニ而、先ツ其方共者勝手次第引取可申段被　仰付候、右之趣聞取之儀ニ御座候得共、荒々奉申上候、此段乍恐書付ヲ以奉申上候、以上

天保九戊戌年六月　　苅野一色村
入江万五郎様　　名主　重　三　郎
松波造酒兵衛様
松尾弘右衛門様[23]

苅野一色村名主重三郎から小田原藩の代官にあてた届書であるが、この時湯原は酒造制限と鉄砲改めに関する教諭を行なったことがわかる。

苅野一色村は、小田原藩の苅野岩組合に属しており、同村の名主重三郎はこの時期同組合の組合取締役を務めていた。組合取締役は、農民の取締りの強化、および小田原藩の組合村体制の強化のために天保二年に設置された役職で、一組合一名を原則として、組合村を構成する村々の名主の中から選ばれた[24]。また、入江・松波・松尾の三名は、小田原領「中筋掛り」の代官である。小田原藩は領内のうち、城付本領である足柄上・下郡および駿州御厨領・富士領、豆州領を東・中・西の三つの「筋」に分けて支配していた。

すなわち湯原秀介は、六月四日には苅野岩組合に出張し、組合取締役重三郎をはじめ同組合村々の村役人を呼出して、酒造制限の教諭と共に隠鉄砲の摘発に関して、六月の廻状と同趣旨の教諭を直接に行なっているのである。組合取締役重三郎は、これを中筋掛りの代官へ報告するのであるが、代官がこうした関東取締出役の動きに注意を払っている様子をみることができよう。

さて、これらの動きを受けて六月の末には藩当局から次のような廻状が出された。

先般関東筋鉄炮御改正之儀、従　公義被　仰出候ニ付、其砌地方御役所ゟ相触置、取調等之儀追而可申聞趣ニ有之候処、今般別帳之通り之振合ニ而夫々取調有之候段、関東御取締出役之衆ゟ申越候ニ付、別帳ケ条之趣篤与相弁へ、猟師筒・拝借筒を始、都而其外村々所持似寄候品迄も不洩様綿蜜(マヽ)ニ取調、来月廿日迄御役所江急度可申出候、右ニ付調方之儀組合取締役之者共江申付候間、尚承り合可申候、此度之儀者厳重之御取調ニ有之候条、其旨相心得呉々茂違失無之様精々入念可申候、此段申達候、以上

戌六月　　入江万五郎㊞
七月朔日到来[25]

これは中筋の穴部組合において確認されたものであるが、四月の鉄砲改め令と六月の関東取締出役からの廻状の趣旨をわきまえ、綿密に取調べ、七月二〇日までに地方役所へ

申し出るように命じている。関東取締出役への届出が七月晦日であるから、それ以前に藩当局で確認しておこうというのであろう。さらに藩当局は、この取調べ方を組合取締役に命じており、この段階で組合取締役および組合村を鉄砲改めの中心に正式に位置付けたことが知られるのである。

しかしながら、同じ藩領であっても、津久井領に出された廻状には、組合取締役に取調べ方を命じた文言だけがそっくり抜けている。また、鉄砲調書について村役人と持主の印形の提出を求めた八月一一日付の廻状でも、「惣代壱人」が持参すべし、という表現にとどまっている。この時期すでに津久井領は津久井県組合と称しており、組合取締役の別称である「取締役名主」という呼称もみられるが、これを主体的に活用はしていないかのようである。

これに対し、酒造制限に関する請証文の提出を求めた九月二八日付の関東取締出役（発給者は先の四名）の廻状では、「小田原領之儀者惣代与者不相唱、組合内領主ゟ被立置候取締役名主共有之趣ニ付、其もの共重立取計急速組合内酒造人共江申達連印取之、惣代之代り右取締役之もの加印いたし」というように、津久井領における小田原藩の「取締役名主」の存在を認知して、これを直接に把握し、主体的に活用しようとする意図がみられる。しかも「改革御手限」である小田原藩では、こうした関東取締出役の廻状は「別達」であるにも関わらず、津久井領では直接に取締役名主・村役人宛に廻状を廻しているのである。[26]

このように小田原藩領内においては、城付本領と文政一二年の村替で幕領から新たに編入された津久井領とでは、その対処の仕方に差異があったが、いずれにしても関東取締出役が、小田原藩の組合村と組合取締役を幕府の取締組合に準ずるものとして把握しようとしたことは明らかである。この点城付本領に対しても同様の意図を持ったことは想像に難くない。これは天保一一年の廻村に際してより具現化することとなるのである。

さて、この時の下調べの結果については、苅野岩組合の「銃炮書上」が残っている。[27] 湯原ら四名宛に出されたもので、これをまとめたのが表IIである。苅野岩組合では、案文に

表II　天保9年　苅野岩組合の鉄砲所持状況

村名	猟師鉄砲	四季打拝借	所持威	合計
苅野岩	2挺	9挺	2挺	13挺
苅野一色		5	1	6
矢倉沢	1	15	5	21
谷ケ	5		7	12
平山	5	6		11
内山	4	7	2	13
合計	17	42	17	76

註）天保9年「銃炮書上」（武井重雄家文書）

準じて「猟師鉄炮」「四季打拝借」「所持威」に分類しており、それぞれ一七挺・四二挺・一七挺で、合計七六挺が書き上げられている。

小田原藩領における天保九年の鉄砲改めは、結局組合村の下調べとその結果を記した「鉄砲書上」の提出にとどまっており、関東取締出役の廻村による改めは行なわれなかった。ちなみに相模国の取締組合でも、この年には関東取締出役の廻村改めは行なわれず、実際の改めは翌年三月のことであった。[28]

翌天保一〇年三月六日には、関東取締出役の廻村に備える準備として、湯原秀介から鉄砲鑑札の下付についての廻状が出されたが、[29]藩当局から実際に鑑札が配付されたのは一一月のことであった。まず地方役所において郡奉行から、「右御取調ニ付而者、鑑札を差添御改を受候様ニ御達茂有之候間」鉄砲鑑札を配付するので、その趣旨をよく理解し、失態のないようにと申渡され、続いて掛り代官から、年々提出している拝借請書に、この鑑札員数等を認め、差出すようにとの達しが出された。[30]続いて天保一一年二月には、代官から鉄砲の持主一人毎に五人組惣代の者の名前を書き上げるようにとの指示がなされた。[31]これを受けて穴部組合の組合取締役である沼田村名主与一郎は、組合の村々に対し「此度鉄炮御改として関東御取締御出役様御出被遊候ニ付、村々鉄炮持主之五人組名前入用ニ付、前々御役所様書上候五人組惣代此帳面へ御書付被成、今日中無間違御廻し可被下候」という廻状を二六日付で廻している。[32]

以上のように関東取締出役の廻村に際しては、まず鉄砲の鑑札を下付することにより、持主に確証を与えると共に、これ以外を隠鉄砲として厳しく取締り、またこれらを監視する末端の組織として、改めて五人組の組織が活用されたのである。

関東取締出役の廻村は翌天保一一年三月のことであった。この時期に取締掛りの代官が縮小され、取締出役の総入替えがあったことは前述した通りであるが、三月の鉄砲改めは、羽倉外記手代田辺英作と関保右衛門手附太田源助の両名が担当している。この鉄砲改めが済んだ後、「鉄炮改以後跡義控」と称して、各組合村の村役人から「取締惣代」宛に次のような請書が提出されている。「取締惣代」は組合取締役の別称である。

一札之事

今般関東筋村々隠鉄炮之儀、御改正御仁恵御触之趣奉得其意、仍而村々御拝借筒并猟師筒・御鑑札共取調、組合塚原村寄場江御廻村ニ付差出御改受候処、早速御改済ニ相成、然ル処従来所持威し筒之儀ハ御改之上御取上ニ相

成、右筒追而其筋ゟ御沙汰御座候迄者銘々村役人方江御預被遊、慥ニ奉預罷在候処、尚又心得違之者有之候而者容易不成儀与一村限精々遂穿鑿候得共、隠鉄炮者不及申、右似寄之品たりとも一切無御座候、右ニ付、向後御定法之趣弥堅相守候様、組合限一紙連印御受証文奉差上置候間、以来鉄炮相調候歟、またハ新規張立所持いたし候もの無之様精々相互ニ吟味致、万一右様心得違之者共於有之者、御取締惣代中ニ而早々御取糺、鉄炮者勿論拙者共迄如何様之越度ニ茂可被仰立、仍而組合御証文差入置申候如件

天保十一子年三月[33]（後略）

「組合塚原村寄場」へ関東取締出役が廻村して改めを行ない、「従来所持威し筒」は取上となり、「追而其筋ゟ御沙汰」があるまで、村役人預けとなった。この他隠鉄砲は言うにおよばず、「似寄之品」までも一切村内には隠し持っていないことを誓い、この後は定法の趣旨を守り、鉄砲の購入や新規張立などないように相互に吟味すること。もしこれに背く者があれば、「取締惣代」にて糺明し、我々まで「越度」となってもよいとしている。五人組が鉄砲監視の最末端として位置付けられたことは、先にみた通りであるが、各村々の鉄砲は村役人が責任を負い、さらに組合村を単位として「取締惣代」が最終的に責任を負う形となるのである。

ここで注目すべきは、小田原藩領の村々は、幕府の寄場組合＝取締組合には編入されていないにもかかわらず、「組合塚原村寄場」という名称の寄場が存在することである。この時の鉄砲改めの調査結果を示すものとして、関東取締出役宛の「御改御請証文（仮題）」が作成されているが、これには「塚原村寄場組合[34]」と「松田惣領寄場組合[35]」のもの二帳が現存しており、現在この二つの寄場組合の存在が確認される。これらの寄場組合は関東取締出役の廻村に備えて特別に編成されたものであった。

「御改御請証文」は、①四季打拝借鉄炮、②猟師鉄炮、③所持鉄炮四季打願、④四季打鉄砲代り筒御取上、⑤不打鉄砲御取上、⑥不打鉄炮弐挺之内御取上、⑦鉄炮無之村々、⑧拝借鉄炮修復中、⑨従来所持筒稽古鉄炮（「塚原村寄場組合」のみ）の各々について「御請証文」がとられる形で作成され、それらを綴って一帳にまとめたものである。それぞれの「御請証文」には、村毎に、一挺毎の鉄砲の種類・寸法と持主の名前が書き上げられ、請書のあとに各村の持主の名前と持主の組合惣代（この場合先の五人組惣代のこと）、および村役人惣代が連署し、さらに「組合惣代」が連署して、関東取締出役に提出する形式をとっている。この「御改御請証文」には小田原藩の組合に関する記載は一切で

表III　組合惣代と組合村

	組合村名	組合懇代名
塚原村	土手内	上久野村名主 久野右衛門
	穴部	沼田村名主 与一郎
	蓮正寺	栢山村名主 俊助
	和田河原	壷下村名主 与惣右衛門
	中沼	弘西寺村名主 猪野右衛門
	苅野岩	苅野一色村名主 重三郎
松田惣領	吉田島	延沢村名主 八郎左衛門
	松田	川村向原名主 利五右衛門
	篠窪	篠窪村名主 甚左衛門
	東山家	萱沼村名主 弥惣治
	西山家	神縄村名主 佐右衛門

てこないが、この「組合惣代」は小田原藩の組合取締役である。各組合との関係を表IIIとして示しておく。また先の「鉄炮改以後跡義控」の「取締惣代」とこの「組合惣代」の人名は同じである。

次に村々の記載順は一見杜撰にみえるが、詳細に検討すれば一定の順序を持っており、これをおし並べてみるならば、小田原藩の各組合に対応していることがわかる。これを組合村毎に整理し直して作成したのが表IV－1、2である。これによれば「塚原村寄場組合」は城付本領中筋のうち六つの組合を、また「松田惣領寄場組合」は同じく中筋のうちの四つの組合に、文政一二年一〇月の村替えによって代知となった大住郡横野村一ヵ村と、足柄上郡の菖蒲・篠窪・境別所・境・柳川村の五ヵ村（篠窪組合）を加えて編成されたことがわかる。

すなわちこの時の鉄砲改めでは、図1にみられるように、中筋に属する一〇の組合村を南北二つに分け、南部の六つの組合村の寄場村を塚原村に設定して「塚原村寄場組合」とし、北部の四つの組合村に先の篠窪組合六ヵ村を加え、松田惣領を寄場村として「松田惣領寄場組合」に編成したのである。そしてこの時の調査、および鉄砲の管理の責任者として小田原藩の組合取締役が活用されたのである。

さて、それぞれの鉄砲は「取締組合惣代共方」へ持参し、この「組合惣代」と組合村役人立合のうえで関東取締出役の改めを受けるのであるが、①②⑨（⑨は小田原在住の浪人所持の鉄砲）については、すでに下付された鑑札共々改めを受けてそのまま認可されている。また取上となる③④⑤⑥については、木札に郷村と持主の名前を書き上げて持参するのであるが、まず問題となるのは、③「所持鉄炮四季打願」である。これは、先の「鉄炮改以後跡義控」にあった「所持威」の処置に関することであり、すなわち「従来所持猪鹿を威し農業営罷在候」鉄砲を取上げ、改めて「其

表IV－1　塚原村寄場組合村々の鉄砲所持状況

組合	村名	四季打拝借鉄炮	猟師鉄砲	所持鉄炮四季打願	四季打代り筒取上	不打鉄炮取上	合計	鉄炮無之村々
土手内	萩野	12挺	1挺				13挺	多古、池上
	下久野	9	4		7挺		20	中島、町田
	上久野	16	4		8		28	今井
								井細田
	〈小計〉	37	9		15		61	
穴部	穴部	2					2	穴部新田
	北ノ久保	2					2	清水新田
	府川	6		3挺			9	駒形新宿
	沼田	2					2	
	三竹山	13	4	3	1		21	
	岩原	6					6	
	塚原	10	2	3	2		17	
	炭焼所			1			1	
	〈小計〉	41	6	10	3		60	
蓮正寺	栢山			1			1	蓮正寺
	堀之内			1			1	中曽根
	飯田岡			1			1	小台
	曽比			2			2	新屋
								柳新田
	〈小計〉			5			5	
和田河原	怒田	8	2	5	2	1挺	18	和田河原
	千津島			3		1	4	墻下
	班目			1			1	岡野
								竹松
	〈小計〉	8	2	9	2	2	23	小市
中沼	福泉	1		1			2	弘西寺
	雨坪	5	1				6	関本
	猿山	5	2	2			9	
	飯沢	2		1			3	
	狩野	7	4	1			12	
	中沼			3		(1)	4	
	〈小計〉	20	7	8		(1)	36	
苅野岩	苅野岩	9	2	2			13	
	苅野一色	5		1			6	
	矢倉沢	15	1	4		1	21	
	谷ケ		5	7			12	
	平山	6	5				11	
	内山	7	4	2			13	
	〈小計〉	42	17	16		1	76	
総計		148	41	48	20	4(1)	261	

註）・南足柄市苅野　武井重雄家文書
・表記の鉄砲のほかに、「従来所持簡稽古鉄砲」として小田原府内の府内谷津町住浪人1名鉄砲1挺の請証文あるが、他の鉄砲と性格が異なるため本表では省略した。
・「不打鉄炮取上」のうち、（　）内は「不打鉄炮弐挺之内御取上」を示す。本来別帳として請証文が作成されていたが、本稿では作表の関係上ひとつにまとめた。（表IV－2も同）

表IV－2　松田惣領寄場組合村々の鉄砲所持状況

組合	村名	四季打拝借鉄炮	鵆師鉄砲	所持鉄炮四季打願	四季打代り筒取上	不打鉄炮取上	合計	鉄炮無之村々
吉田島	宮ノ台			1挺		1挺	1挺	中ノ名
	吉田島			1			1	円通寺
	金井島			1			1	
	牛島			1			1	
	延沢						1	
	〈小計〉			4		1	5	
松田	松田惣領	＊12挺	2挺	2		1		
	松田庶子	＊9	2	3				
	川村山北	12	5	10		1		
	川村向原	7	9	7				
	川村岸	3	3	3				
	〈小計〉	43	21	25		2	91	
篠窪	菖蒲	2	7				9	
	篠窪	2					2	
	境別所	1					1	
	境	2					2	
	柳川		4				4	
	横野	1		2			3	
	〈小計〉	8	11	2			21	
東山家	萱沼	3	2	6	1挺		12	
	弥勒寺	3	4	3			10	
	虫沢	4	2	4	1	2	13	
	大寺	2	4	3			9	
	宇津茂	2	3				5	
	中山	1	1		1		3	
	土佐原	2					2	
	三廻部		＊8				8	
	八沢	2	6				8	
	〈小計〉	19	30	16	3	2	70	
西山家	皆瀬川		9	51		3(2)	63	
	都夫良野		1	＊9		2(2)	12	
	湯触		2	3		1	6	
	山市場		1	4		2(1)	7	
	神縄		6	17			23	
	中川		＊15	17		3(2)	35	
	世附		＊15	6			21	
	玄倉		＊6	8			14	
	川西		8	12			20	
	〈小計〉		63	127		11(7)	201	
総計		70	125	174	3	16(7)	388	

註）・藤沢市　安藤邦治家文書（旧萱沼村　神奈川県立文化資料館寄託）
・＊印は、2挺の鉄砲を所持するものが1名いることを示す。

図Ⅰ　「寄場組合」概念図

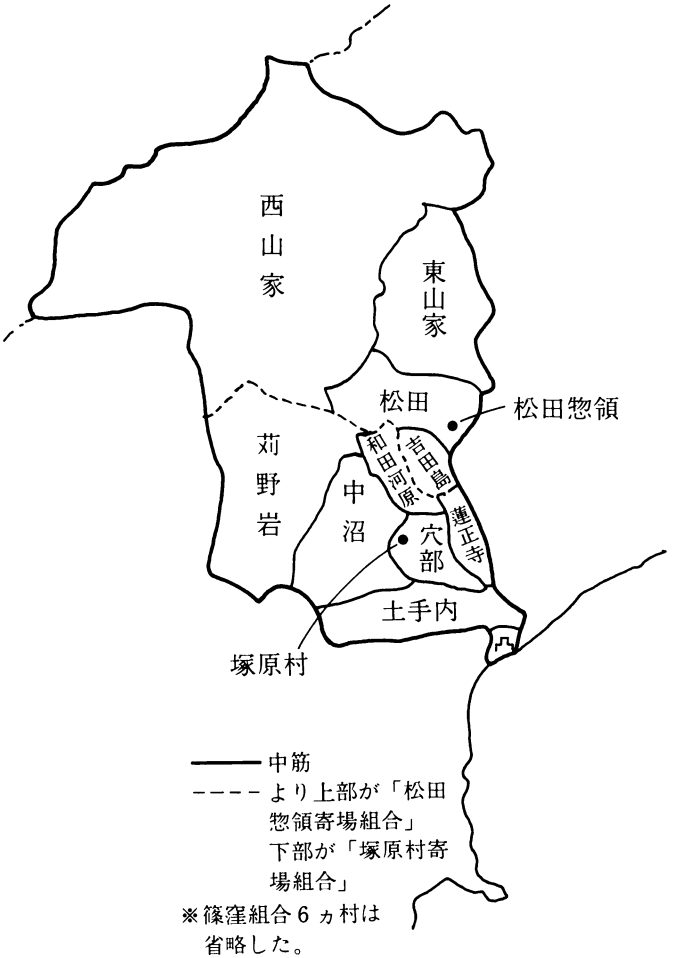
西山家
東山家
松田
松田惣領
和田河原
吉田島
蓮正寺
苅野岩
中沼
穴部
土手内
塚原村
中筋
より上部が「松田惣領寄場組合」
下部が「塚原村寄場組合」
※篠窪組合６ヵ村は省略した。

儘四季打筒ニ被　仰付度旨奉歎願」ったものである。表Ⅰと比較してみれば明らかなように、苅野岩組合では、「猟師」「四季打拝借」の各鉄砲はそのまま認可され、「所持威」として書き上げた鉄砲一七挺のうち、一挺が「不打鉄炮」として取上げになった他は「所持鉄炮四季打願」となっているのである。

以上のように小田原藩領内の鉄砲改めでは、不法に所持している鉄砲、および不用の鉄砲を取上げると共に、とくに従来猪鹿威しのために所持していた鉄砲を、四季打鉄砲として拝借する形態に変えることを主眼とし、鉄砲の所持は猟師筒のみに限定したのであった。言換えればそれによって農民の鉄砲所持を厳しく制限したのであり、そうした意味で寛文二年令を踏襲したと言えるのである。

これが幕府の基本方針であったことは、天保一五年の「鉄炮取扱帳」中の本多対馬守忠興と鉄砲掛りの大目付稲生出羽守正興とのやりとりのなかにみることができる。本多は天保一〇年の鉄砲改めの際取上げとなった、武蔵国多摩郡網代村等四カ村―鉄砲改め期には江川太郎左衛門支配所であった―の鉄砲一四挺を、新たに猟師筒として申請するのであるが、この問合せに対し稲生は、「新規猟師鉄炮之儀□難相成候ニ付難及御挨拶候、四季打・二季打等ニ改貸渡之儀ニ候ハ、取調可及御挨拶候」と返答している。この後本多は、改めて「四季打願」に変更して申請し、認可を得ている。また「鉄炮取扱帳」には、この他幕末の治安の悪化を憂慮して、用心鉄砲等と称し、武器として使用することや、そのための鉄砲の稽古を求める問合せ等をみることができるが、鉄砲改めの大目付はどれも一様に拒否の態度を示している。天保期の鉄砲改めは、在村の鉄砲は武器としてではなく、生産用具＝農具として使用されるべきであることを、改めて確認したものともいえよう。

次に、小田原藩の村筒（村足軽）制度との関係についてみれば、村筒として把握されている人員はすべて、従来の小田原藩領内の「鉄砲改帳」と同じように猟師鉄砲所持者として登録されている。小田原藩では、届出のために幕府の基準に従った鉄砲の把握と、村筒制度による把握の二重の鉄砲統制が行なわれていたが、幕府はこうした藩領内の独自の制度にはあえて言及せず、統一的な基準を設定し、藩当局もこれに抵触しない範囲で調整して統制を行なってきたものと思われる。天保期の鉄砲改めにおいてもこうした点については、従来の方針に準じて行なわれたものと考えられるのである。

以上天保九年から一一年にかけての鉄砲改めの動向とその結果についてみてきたが[36]、これ以降の動向についても若干付言しておくことにしよう。

まず小田原藩では、天保一三年六月に「猟師鉄炮所持之村方并鉄炮無之村」を取調べ、組合村限りにこの改帳を集め、二〇日までに組合取締役より地方役所へ提出するように命じている。[37] その際関東取締出役から村々へ預けた分と拝借筒については書き載せなくてもよいとしており、天保一一年の鉄砲改め以後、とくに猟師鉄砲についての再把握を行なったことがわかる。一方幕府は、天保一四年三月に隠鉄砲を阻止する目的から、玉薬・塩硝等の売買に関する統制についての触令を出している。[38] また同年一二月には代官に対して、この時の鉄砲改めで取上げのうえ村役人預けとなった鉄砲のうち、その後の処置を受けていないものについての指示を出している。[39] 天保一五年の「鉄炮取扱帳」には各領主からのこうした問合せが多いことは前述した通りである。天保期の鉄砲改め以後も、こうして幕府・小田原藩の双方において引続き在村鉄砲の統制が行なわれた様子をみることができよう。

ところが幕末になるに従ってこうした状況もさらに変化し、とりわけ文久三年九月には、治安の悪化に憂慮して「若シ手余候節は、四季打拝借鉄炮も有之候ハ、右等も持出シ、打殺候共不苦」といった達しが出されるにいたっている。[40] 天保期の鉄砲改めが、在村鉄砲の不正使用、とりわけ武器としての鉄砲の使用を恐れてこれを統制し、農具としての使用に厳しく限定しようとしたものであっただけに、こうした形での鉄砲使用に対する許容は、その基本方針に矛盾するものであることは明らかであり、事実上その撤回ともとれるのである。

こうしたなかで小田原藩は、元治元年四月に鉄砲掛りの大目付に対して、在村における鉄砲の稽古に関する問合せを行なっている。[41] すなわち「近郷浪士共徘徊強奪等之儀茂有之候由」等と、近年の世情不安の情勢を憂慮して、とくに遠方の所領には手の廻らない所もあるので、荻野山中陣屋附領分や駿州・豆州の領分の内、旧家にて身元のたしかな者や「郷足軽」に「身分ニ応候武器平生為嗜」るようにしたい。そうすれば「御軍役之一助、且非常之備ニ」もなろうというのである。とくに「是迄郷村之矩則ニ而已ニ因循致居候場合ニ茂有之間敷哉」といった訴えに、小田原藩の危機感の深さを知ることができよう。ここでは村足軽(村筒)制度の強化や農兵制度への志向性をもみてとれるが、鉄砲掛りの大目付は管轄外として回答を避けている。鉄砲を巡る社会状況もさらに大きく変動してきたといえよう。

五

天保期の幕府鉄砲改めについて、小田原藩領の事例を中

心として検討を加えてきた。その評価については、なによりも取締組合における鉄砲改めの具体的な施行状況について明らかにしていく必要があろうし、とくに鉄砲規制の問題からすれば、鷹場における鉄砲改めも問題となろう。[42] その際、本稿では明らかにできなかった鉄砲を巡る村落内部の状況やその変化、とくに幕末の社会状況下における在村鉄砲の実態等が考慮されなければならないであろう。これらは今後の課題であるが、しかしながら、こうした小田原藩における鉄砲改めの施行過程は、その意義について一定の方向性を示すものと考える。

たしかに関東取締出役の職務は、鉄砲の所在を確認することが第一であり、その過程で鉄砲の所持と拝借の関係を厳密にすることに主眼がおかれ、その権限も不正所持あるいは不用の鉄砲を取上げて、村役人預けとすることで、最終的な管理は各々の領主・代官に任され、鉄砲掛りの大目付の裁定に委ねられていた。しかしながらこの時期の関東取締出役の活動が「旧弊改革」＝農政改革として行なわれ、しかもその機構の変容を伴いながらも、一貫して「改革御手限」の小田原藩領へも強力に介入していったことを考えれば、すなわち幕府としては、鉄砲改め＝治安対策の強化を通して、個別領主の領地へも関東取締出役を廻村させることにより、在村の実態を把握し、個別領主権の掌握をはかることが目的であったと考えられるのである。それは天保期における関八州を基盤とした、いわゆる幕府の絶対主義的指向の一端を示すものといえるのではなかろうか。

一方小田原藩では、同藩の組合村―組合取締役の組織に依拠してこれに備えるのであるが、さらに関八州外である御厨領においても独自に鉄砲改めを実施しており、しかもここでは村筒小頭を中心として改めを行ない、村筒制度の強化をはかったことが知られる。[43] これはひとつには両者における支配構造の違い、とくに村筒の組織が御厨頭の組合村に相応していたこと等が考慮されなければならないであろう。しかしながら、より重要な点は、先の元治元年の鉄砲掛りの大目付に対する問合せや、慶応四年の農兵取立の演舌書[44]にみられるように、遠隔地の所領の支配、とりわけその治安についての危機感が強いことから、組合村体制に優先して、村筒制度の強化がはかられたものと思われる。

こうしてみると小田原藩は、幕府の鉄砲改めに積極的に対応していったように思える。これについては、天保八年三月に死去した先代藩主の忠真が幕府の老中を務めていたという関係もあろうが、第一義的には幕府の関八州領国体制における小田原藩の独自の位置付けを考えておく必要があろう。すなわち箱根関所を中心に六つの関所を管理していること、また相模湾から伊豆下田にかけての海岸線の防

備といった点に代表される関八州の西の防衛線としての位置付けについてである。内外的緊張が高まる中で、こうした小田原藩の位置付けが改めて重要性を増してきていたのである。それだけにこうした幕府の政策には敏感に対応せざるを得なかったと考えられるが、さらに内政面においては、幕府の政策には連動しながらも藩領としての独自の対応を迫られてくるのである。御厨領における鉄砲改めもその一端であるが、そうした点からすれば、この鉄砲改めの当初から、とくに城付本領において、組合取締役をその中心に明確に位置付けたという点は評価する必要があろう。この時期にこうした幕府の政策を挺子としながら、組合村―組合取締役体制の強化をはかったと考えられるからである。その点については、この時期の藩政の総体的な検討、および小田原藩の「取締役」制と組合村そのものの検討が必要であろうが、これについては別稿を準備中であるので、詳しくはそちらに譲ることにしたい。

［註］

(1) 『生類をめぐる政治―元禄のフォークロアー』（平凡社選書）

(2) 山中清孝「武州・相州「改革組合村」編成について」『神奈川県史研究』二七号

(3) 「小田原藩における鉄砲改めについて―御殿場地方の事例を中心に―」『地方史研究』二一〇号

(4) 小田原藩の村筒（村足軽、郷足軽）制度は、領内の特定の農民に鉄砲を所持させて、箱根関所を中心とする小田原藩管轄の六つの関所における有事の際の警固、および朝鮮人・琉球人の来朝や御茶壺道中等の警備にあたらせたもので、そのために持高のうちの一〇石までの諸役を免除されていた。寛文四年段階では村筒三一八名で、小頭を中心に一四の組に編成されており、相州が二一名づつ八組、豆州が二五名づつ一組、駿州が二五名づつ五組となっていた。

(5) 「天保七年「旧弊改革」と関東取締出役」『信濃』四〇巻三号

(6) 明治大学刑事博物館蔵 鳥屋村天野家文書。なお、本稿のうち津久井領に関する記述は、すべてこの鳥屋村の御用留による。

(7) 『御殿場市史』一巻六三七～六三八頁。『牧民金鑑』下 六三九～六四〇頁にも同文の幕令が載せられている。

(8) 小田原市府川 稲子正治家文書 天保九年「御触書」

(9) 『牧民金鑑』下 鉄砲の部、『御触書寛保集成』鉄砲之部等。なお、延宝四年令では鉄砲改めにあたって検使の派遣を予告している。

(10) 「「江戸十里四方」の地域的特質」『地方史研究』二一五号。根崎氏は、鉄砲統制や鷹場の規制、刑罰をとりあげて江戸周辺の地域編成の問題に言及されており、示唆される点が多かった。

(11) 寒川町一之宮 入沢章家文書「急廻状御用」。小田原藩の廻状では七月晦日までに小田原宿へ提出することとしているのに対し、ここでは（すなわち相模国の取締組合は）六月晦日までに戸塚宿へ提出することになっていた。

(12) 『秦野市史』三巻五七号文書（以下『秦野』〇〇号と表記する）

(13) 註（11）の「急廻状御用」には廻状に続けて案文があり、また小田原藩領では南足柄市弘西寺 実方正家文書の中にも案文が残されている。

(14) 国立公文書館内閣文庫蔵「鉄炮取扱帳」。「鉄炮取扱帳」には天保一五・嘉永二・安政二・文久三・同四年の五冊が残されている。

(15) ただ天保九年の改めでは、北条雄之助や高木清左衛門といった代官の支配所、藩領では宇都宮藩領（一二六カ村）等に対する実施が目立っている。また古河藩領では天保九・一〇・一一年の三カ年にわたって鉄砲改めを行なったことが知られる。

(16) 関東取締出役の組織については、森安彦「幕藩制社会の動揺と農村支配の変貌—関東における化政期の取締改革を中心に—」『日本歴史論究』（東京教育大学昭史会編）に詳しい。なお、本稿のうち、とくに天保期の関東取締出役の組織については、内閣文庫蔵「関東筋御取締書留」および「地方落穂集 追加巻四〜六」『日本経済叢書』巻九 四五四〜五九五頁による。

(17) 『若者仲間の歴史』（日本青年館）一三四〜一三七頁。「合戦場一件」とは「下野国都賀郡合戦場宿において、取締出役の手先が、盗賊改手先に召捕えられていた盗賊を、賄賂によって貰い下げるという不正の発覚」であり、文政取締改革が断行されて以来最も衝撃的な事件であったとされる。事件の起こりは天保六年であったが、摘発されたのは天保一〇年であり、翌一一年三月に処罰が決定した。事件が発覚して以来幕府は、御小人目付に内密の調査を命じて、関東取締出役の不正を徹底的に追及しており、本稿に示した関東取締出役の動揺と組織の改編もその一環であったのである。なお、註（16）に示した史料中には、事件後の善後策・改善策についての取締掛り代官の伺書や、これに対する幕府当局の回答・趣意書等が多く収録されている。

こうしてみると天保七〜九年の「旧弊改革」と、「合戦場一件」を契機とした天保一〇・一一年の関東取締出役の不正追及と組織の改編という相反する動向を、どのように幕政史上に位置付けるかということ自体重要な問題となろう。その後の天保改革との関連を含めて検討されなければならないと考えるが、今後の課題としたい。

(18) 『秦野市史料叢書』2 四三〜四四頁（以下『秦野史料』と表記する）

(19) これ以前の廻状を検討してみると、例えば天保二年一〇年六月（『秦野』三四号）、同四年一一月一八日の廻状（『秦野』四五号）では、松村小三郎・湯原秀介・下山逢吉の三名が戸塚・大町・平塚・大磯・藤沢・（一之宮）・曽屋・伊勢原組合に対して、同五年三月七日の廻状（『秦野』四八号）

では、堀江与四郎・河野啓助が深谷・磯部・厚木・伊勢原・曽屋・津久井両組合に対して廻状を廻している。また同五年八月二五日の湯原秀介の廻状（大口勇次郎「天保期の御用留（一）」一三号文書『茅ヶ崎市史研究』四号）では、津久井両組合を除く相模国の取締組合および武蔵国の保土谷と神奈川の組合を対象としていることが知られる。

(20) それぞれ『秦野』七五号、『秦野史料』四七～四八頁、『秦野』八二号

(21) 大口「前掲論文」

(22) 例えば囲米では、天保九年八月の大住郡北矢名村（『秦野』八一号）、同年九月の同郡堀斎藤村（『秦野』八三号）の「囲穀書上」のいずれもが、堀江与四郎、原戸一郎を宛先としている。

(23) 南足柄市苅野 武井重雄家文書

(24) 小田原藩の「取締役」制については、従来、藩主大久保忠真の農政改革の一環として、文政元年一二月に領内各筋ごとに二～三名の「郡中取締役」が設置され、後年にはこれが各組合村に一名づつとなったとされている（『神奈川県史』通史編近世二、『御殿場市史』通史編等）。しかしながら、その組織や職務等の時期的変遷については、なお検討が必要であり、また、「郡中取締役」自体がこれを総称する概念として使用されているため、現存する史料の文言と照し合わせて再検討する必要があろう。少なくとも天保二年以降は、本稿のように把握することができるのである。なお、小田原藩の「取締役」制については別稿を準備中である。

(25) 稲子家文書 天保一一年「拝借鉄炮書上控」

(26) この点関東取締出役の廻村―逗留賄についての指示を与えた一二月三日の廻状でも、相模国中の寄場と共に「小田原領津久井県村々」が並列して書かれ、寄場役人や大小惣代等と共に取締名主が宛先となっている。

(27) 武井家文書 天保九年「銃炮書上」

(28) 一之宮村寄場の取締組合関係「御用留」（入沢家文書）によれば、三月一五日に伊勢原村組合、一六・一七日に磯部村組合、一八日に一之宮組合か深谷村組合に廻村して鉄砲改めを行なうとしている。

(29) 天野家文書 天保一〇年鳥屋村「御用留」

(30) 稲子家文書 天保一〇年「鉄炮被　仰出候書付写」

(31)(32) 稲子家文書 天保一一年「鉄炮御改ニ付、関東取締御出役様御出被遊候ニ付沼田村ら雛形・廻文共」

(33) 実方文書 天保一一年「鉄炮改以後跡義控　中沼組合」。なお、同文のものが苅野岩組合（武井家文書）、穴部組合（稲子家文書）にも残されている。

(34) 武井家文書

(35) 藤沢市鵠沼 安藤邦治家文書（旧萱沼村関係文書、神奈川県立文化資料館寄託）

(36) なお、鉄砲改めに関する入用については、天保一二年一二月の穴部組合および府川村の「雑用割合帳」（稲子家文書）と、天保一一年三月の「松田惣領寄場組合」および東山家組合の「御鐵炮改ニ附諸入用控帳」（安藤家文書）が残って

いる。いずれも村割と鉄砲の数に応じた割当が併用されているが、関東取締出役の廻村を伴う後者のほうが、やはり負担増となっているようである。

(37) 稲子家文書 天保一三年「御掛り様ゟ御触之写」。なお、この結果については実方家文書 天保一三年「猟師鉄炮取調書上控 中沼組合」がある。

(38) 『牧民金鑑』下 六五九～六六〇頁

(39) 『同右書』六六〇頁

(40) 高橋実「「新規関東郡代」制の成立と展開」『論集 関東近世史の研究』(名著出版)。なお、文久三年「鉄炮取扱帳」にはこれに関する問合せが多い。

(41) 内閣文庫蔵 文久四年「鉄炮取扱帳」

(42) 鉄砲と鷹場の関係については、塚本『前掲書』および根崎「前掲論文」。

(43) 平野「前掲論文」

(44) 『神奈川県史』史料編五 近世二 一三二号文書

【付記】

本稿作成にあたって、安藤・稲子・実方・武井家文書については南足柄市史編さん室所蔵の写真版史料を、また入沢家文書については寒川町史編さん室所蔵の写真版史料を利用させて頂いた。また、神奈川県立文化資料館、国立公文書館、明治大学刑事博物館にもお世話になった。こころよく史料の閲覧・利用を許可して頂いた史料所蔵者の皆様ともども末筆ながら感謝の意を表する次第です。

(〒243 厚木市戸室六二七―一)